

大阪市人事監察委員会規則

制 定 平24. 6. 25 規則 116

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市職員基本条例（平成24年大阪市条例第71号。以下「条例」という。）第58条の規定に基づき、大阪市人事監察委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱等)

第2条 条例第47条第1項各号に掲げる法人その他の団体の役員若しくはその業務に従事する者又は本市の常勤の職員は、これを委員会の委員に委嘱し、又は任命することができない。

(委員長の職務代理)

第3条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第4条 専門の事項を調査させるため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第5条 委員長は、委員会の事務を分掌させるため必要と認めるときは、委員会に部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員及び専門委員で組織する。

- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の会務を総理し、部会における調査審議の状況及び結果を委員会に報告する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員の除斥)

第6条 委員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

- (1) 委員が事案の当事者（条例第27条第1項の懲戒処分又は第32条の処分を行おうとする職員をいう。以下同じ。）又はその配偶者、4親等内の親族若しくは同居の親族であり、又はあったとき
- (2) 委員が事案の当事者の代理人又は補佐人であり、又はあったとき
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会の事務の遂行の公正を妨げるべき事情があるとき

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「部会」と、第7条第1項及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員の」とあるのは「当該部会に属する委員の」と読み替えるものとする。

2 部会長は、緊急の必要があり部会を招集する時間的余裕がない場合その他やむをえない事由のある場合は、議事の概要を記載した書面を各委員に回付し、賛否を問い合わせ、部会の会議に代えることができる。この場合において、部会の議事は、当該部会に属する委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

3 委員会は、第1項において準用する第7条第3項又は前項後段の規定により部会の議事が決されたときは、当該決議をもって委員会の決議とすることができます。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、人事室において処理する。

(施行の細目)

第11条 この規則の施行に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成24年6月26日から施行する。